

平成22年度事業計画

財団法人 武蔵野市福祉公社

平成22年度財団法人武蔵野市福祉公社事業計画

平成21年4月から、在宅サービス課後見係発足による、身上配慮及び財産管理サービスを提供する一体的体制が整いました。今年度は、それを担いする職員の資質向上に努め、少子高齢社会の進行に伴う社会的要請に応じて、市民の社会的支援者としての機能を果たします。

また、市の福祉政策のセーフティーネットとして、市長申立による成年後見人等を積極的に受任します。

高齢者総合センター及び北町高齢者センターの管理運営等については、平成22年4月から5年間、指定管理者の指定を受けることとなりました。サービス向上や効率的運営に努めることはもとより、指定管理に限らず公社全体のサービス事業にかかわる苦情処理システムを構築し、利用者・市民の信頼性向上に努めます。

公社を支えていただいている多くの方々に、長年親しまれてきた大信ビルの事務所ですが、建物が現在の耐震基準を充たしていないため、事務所の移転は来訪者や職員の安全にとっても喫緊の課題になっています。早急に新しい事務所に移転できるように、準備と調整を進めるとともに、公社に関係する方々には、社屋の移転については今までの経緯を含め丁寧な説明に努める所存です。

公益法人制度改革への対応については、先行して移行手続きを進めている市内他団体の動向も参考にし、また福祉公社の事業内容の特性も考慮しながら、平成24年4月の移行を目指して情報収集や作業を進めていく所存です。

そして公社は、下記の事業活動を通じ、武蔵野市と密接不離のエージェントとして市の各福祉政策を支えるとともに、東京都社会福祉協議会、武蔵野市民社会福祉協議会、武蔵野市医師会、民生・児童委員協議会、老人クラブ連合会等関係機関との連携を密にして、財団法人として独自の自主事業も展開し、市の豊かな福祉土壌の形成に尽力いたします。

記

1 保健・医療・福祉サービスに関する啓発普及活動（7,331千円）

(1) 啓発普及事業（1,107千円）

市民が健やかな老後生活を送るため、様々な情報提供をします。

公社が獲得してきた市民を全人的に支えるノウハウを伝えるため、「市民のためのおいじたく講座」、個別の課題に応えるための「おいじたく・成年後見相談会」を、コミュニティセンター等において開催します。

民生・児童委員、地域福祉の会や市民グループ等の諸団体、一般市民を対象

に、福祉サービスの利用法、財産管理、権利擁護事業、成年後見制度等を包括的に解説し、顔の見える啓発普及事業を行います。これらにより、市民生活の様々な個別課題を自ら主体的に解決できる自立した高齢市民の水先案内を行います。

(2) ホームヘルパー養成等講習事業 (6,224千円)

2級ホームヘルパー養成講習会を、公社の自主事業として開催し、意識とスキルの高い福祉人材を養成します。

昨今の厳しい経済状況から、雇用対策の一環として、講習修了後一定時間実務に就いた受講生には、講習費の8割を返還する事業(ケアキャリア21)を行います。

2 調査研究開発事業 (1,536千円)

平成20年12月1日に施行された新公益法人制度へ対応し、公益法人認定の取得に向けて準備を行います。

3 市民シルバー助け合い事業 (6,635千円)

高齢者総合相談では、弁護士による法律相談のほか、生活上の様々な悩み、各種福祉サービスの利用に関する総合相談を行います。

低所得者のためのシルバー助け合い事業は、在宅生活困難高齢者等サービス事業及び入院時家事援助等サービス事業を実施します。

4 高齢者福祉施設の管理運営等受託事業 (391,166千円)

(1) 高齢者総合センター受託事業 (300,358千円)

高齢者総合センターの管理運営について指定管理者として市の指定を受けている事業の内、「地域包括支援センター事業」が平成21年6月末で受託を終了し、「在宅介護支援事業」、「補助器具センター事業」が、平成22年度より指定管理事業から委託事業に変更されることになりました。したがって、平成22年度は、「センターの管理運営」、「デイサービス事業」、「社会活動センター事業」が指定管理事業となります。

なお、指定管理事業及び委託事業については、中長期事業計画に基づき、引き続き課題解決に向けての検討・取り組みを行います。

(指定管理事業)

① センターの管理運営 (65,494千円)

センターの管理運営を受託し、実施します。

② デイサービスセンター事業 (95,519千円)

在宅の要介護高齢者に対し、通所による介護、食事、入浴サービスなどを提供し、これを利用する高齢者の日常生活の助長、社会的孤立感の解消、心身機能の維持向上を図ると共に、家族の身体的・精神的負担の軽減を図ります。

また、要支援高齢者に対しては、予防給付サービスとして運動器機能向上プログラム等を実施し、予防を図ります。

③ 社会活動センター事業 (59,618千円)

高齢者に対して健康の増進、教養の向上、趣味活動のための援助、仲間づくりの機会を提供することや世代を超えた児童との交流などを実施します。このため、美術及び体育を専修した専門の職員を配置すると共に各種講師による講座の充実を図ります。

また、高齢者の生きがいと健康増進事業「地域健康クラブ」をコミュニティセンター等18会場にて実施します。

(委託事業)

④ 在宅介護支援センター事業 (57,622千円)

在宅の要介護高齢者に対し、在宅介護に関する総合的な相談に応じ、保健・福祉の各種サービスを総合的に提供するために、専門職による在宅介護支援事業を行います。

また、地域包括支援センターランチ事業を前年度に引き続き受託するとともに、平成22年10月より都営武蔵野アパートシルバーピア生活援助員(LSA)業務を受託し、実施します。

⑤ 補助器具センター事業 (22,105千円)

作業療法士を配置し、ニーズを持つ市民の社会資源として、専門職のノウハウを発揮し、補助器具や住宅改修、利用者の生活動作の習得等について、利用者及びケアマネジャー等へのアドバイスをを行い、その在宅生活がより良いものとなるよう支援します。

(2) 北町高齢者センター受託事業 (90,808千円)

センターの管理運営について指定管理者として市の指定を受け、デイサービス事業(コミュニティケアサロン)及び小規模サービスハウスの管理を行います。

(3) ホームヘルプセンター武蔵野受託事業 (18,398千円)

高齢者及び難病者の生活支援ホームヘルプサービスを実施します。

5 高齢者の有償在宅福祉サービス事業 (136,246千円)

(1) 有償在宅福祉サービス事業 (118,667千円)

公社の伝統事業として、このサービスの特長である利用者への総合的な身上

配慮サービスを益々充実させ、少子高齢社会における市民ニーズに応えます。

市の高齢者福祉におけるセーフティーネットとして、地域社会で利用者が安心して在宅生活を継続できるよう支援します。

権利擁護事業とのセットサービス、その先にある成年後見事業(法定後見、任意後見)への橋渡しを十全に行い、利用者の「暮らし、人生」を総合的に支援します。

また、啓発普及事業等を通じて有償在宅福祉サービスをPRするほか、市内の在宅介護支援センターや民生・児童委員との連携を図り、地域福祉の充実に努めます。

(2) 権利擁護事業 (6,268千円)

本事業は、高齢市民、障害を持つ市民の財産管理とそれに付随する相談援助や調整活動を内容としています。今後も、蓄積したノウハウを駆使し、利用者の権利を擁護します。また、地域包括支援センターと連携し、「市民のための老いじたく講座」「老いじたく・成年後見人相談会」等を開催して、実践で培った的確な相談事業を行い、権利擁護・成年後見事業の啓発普及に努めます。

更に、市内各機関からの困難事例の相談に応じ、調整活動、担当者会議出席などスーパーバイザー的働きを担います。

(3) 地域福祉権利擁護事業 (4,092千円)

東京都社会福祉協議会から受託し、基幹事業所として地域福祉権利擁護事業を行います。この制度を選択する利用者の利益を確保し、利用者数の増加を目指します。

(4) 成年後見事業 (7,219千円)

市における成年後見推進機関として、実践的な成年後見申立の支援をします。更に、法定後見、任意後見サービスを提供します。

培ってきた利用者支援のノウハウを駆使し、単に法律行為の代理だけでなく、付随する事実行為をもカバーする利用者の暮らしを支える支援を行い、顔の見える後見事務を遂行します。

更に、市長による成年後見等申立の成年後見人等を受任します。

6 介護保険における居宅介護支援事業及び訪問介護事業 (178,158千円)

(1) 居宅介護支援事業 (16,916千円)

介護保険法に基づく居宅介護支援事業を実施します。公社の伝統である在宅サービスや権利擁護事業と連携しつつ、利用者生活に資するように努力します。

(2) 訪問介護サービス事業 (161,242千円)

ホームヘルプセンター武蔵野が介護保険法上の訪問介護サービス事業を実施します。また、市内の民間訪問介護事業のセーフティーネットとして機能し、処

遇困難事例等を担います。

コーディネーター、常勤ヘルパー、フレックスヘルパー、登録ヘルパーが重層的にサービスを担い、機動的に市民ニーズに応えます。登録ヘルパーが「点」での活動とするならば、時間帯という「線」で活動するフレックスヘルパーを活用し、チームケアを志向します。共に地域社会を構成する市民による高齢者支援というセンターの特長を伸長します。

また、市内の訪問介護事業所のサービスの質の向上に取り組むため、ヘルパー、コーディネーターを対象とした研修事業を実施し、介護技術の向上、倫理・法令遵守等の研修も広く視野に入れ対応いたします。

7 自立支援法による居宅介護サービス事業（14,077千円）

ホームヘルプセンター武蔵野で、障害者を対象にした自立支援法による居宅介護サービス事業を実施します。